放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

第23条(健康診断)

施行:平成25年4月1日

改正: 平成24年6月27日法律第47号(最終改正)

(現行法令)

第 23 条

施行:平成25年4月1日

改正: 平成 24 年 6 月 27 日法律第 47 号 (最終改正)

(健康診断)

第二十三条許可届出使用者及び許可廃棄業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、健康診断を行わなければならない。

2 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、前項の健康診断の結果について記録の作成、保存その他の原子力規制委員会規則で定める措置を講じなければならない。

(昭 55 法 52・全改、平 7 法 59・平 11 法 160・平 16 法 69・平 24 法 47・一部改正)

(改正前法令)

旧第23条

施行:平成17年6月1日

改正:平成16年6月2日法律第69号

(健康診断)

第二十三条許可届出使用者及び許可廃棄業者は、文部科学省令で定めるところにより、使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、健康診断を行わなければならない。

2 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、前項の健康診断の結果について記録の作成、保存その他の文部科学省令で定める措置を講じなければならない。

(昭 55 法 52・全改、平7法 59・平11法 160・平16法 69・一部改正)